

(案)

「フルカラー複合機賃貸借及び保守」
契約書

公益財団法人 沖縄県産業振興公社

公益財団法人 沖縄県産業振興公社（以下「甲」という。）と●●●（以下「乙」という。）は、カラー複合機の賃貸借及び保守に関して、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（契約の目的）

- 1 本契約は、乙が甲に複合機を賃貸し、機器を常時正常な状態で稼動するよう保守し、甲の使用に供すること（以下「業務」という。）を目的とする。
- 2 契約物件及び契約場所は別表1のとおりとする。
- 3 甲及び乙は、前項に定める業務の内容に関して、疑義が生じた場合には、甲及び乙で協議の上、乙は甲の指示を受けるものとする。

第2条（賃貸借期間）

- 1 この契約は、公益財団法人沖縄県産業振興公社財務規程第23条の3但し書きによる「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく契約であり、契約の期間は、令和7年10月1日から令和10年9月30日までとする。

第3条（賃貸借料及び保守料金）

- 1 契約期間中の賃貸借料金は、別表2のとおりとする。
- 2 前項に拘わらず、賃貸借料が変更又は精算された場合には、当該金額が前項記載の金額に満たない場合であっても、当該金額をもって賃貸借料とする。
- 3 甲が乙に支払う保守料金は、複写料金に含めるものとする。また、複写枚数は総複写枚数からテスト複写枚数及び不良複写枚数の1%を差し引いたものとする。
- 4 複写料金の計算期間は、毎月1日から月末までを1ヶ月とする。
- 5 複写料金は別表3のとおりとする。

第4条（契約保証金）

契約保証金は、免除とする。

第5条（賃貸借料金及び保守料金の支払い）

- 1 乙は、毎月末に甲の確認を受けて、賃貸借料金及び複写料金を算出し、その総額に100分の10を乗じて得た消費税相当額を上乗せした金額を甲に請求するものとする。この場合、1円未満の端数は切り捨てるものとする。また、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、当該改正税法施行日以降における上記消費税等相当額は変動後の税率により計算した額とする。
- 2 甲は、前項の支払請求を乙から受けた場合、請求を受けた翌月末までに乙に対し賃貸借料を支払うものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。

第6条（複合機の保守）

- 1 乙は、複合機を甲が常時正常な状態で使用できるように社員を設置場所に派遣して点検調整を行う。
- 2 複合機が故障した場合は、甲の要請により、乙は速やかに社員を派遣して修理し、正常な状態に回復させなければならない。
- 3 複合機の修理及び取付工事に要する一切の費用は、乙の負担とする。
- 4 複合機に必要な部品（ドラム等）は、乙の点検又は甲の請求に基づき、乙がコピー品質維持のために必要と認めたときに、乙の負担によってこれを取替えるものとする。
- 5 複合機に必要な消耗品（トナー等）については、乙の点検又は、甲の請求に基づき、乙が予備手持量の不足を認めたときに、乙の負担によって当該消耗品を甲に供給するものとする。但し、用紙・ステイプル針は除くものとする。
- 6 甲は、別表1で定めた所定の設置場所を変更する場合は、予め乙に通知するものとする。この場合、複写機の移動は乙が行い、移動に要した費用は甲の負担とする。
- 7 乙は、乙の費用で複合機に動産総合保険を付保するものとする。
- 8 本契約が終了し又は解除された場合、甲は複合機及び消耗品を速やかに乙に返還しなければならない。

第7条（損害賠償）

甲又は乙が、自らの責により相手方又は第三者に対して本契約に関連して損害を及ぼした場合には、甲又は乙は相手方又は第三者に対し、その損害を賠償する責任を負うものとする。

第8条（契約の解除）

- 1 甲又は乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告の上、本契約を解除することができるものとする。
 - (1) 自己振り出しの手形又は小切手が不渡り処分となり支払い停止事由が発生したとき。
 - (2) 資産の一部又は全部に対して差押え、仮差押え、仮処分又は競売の申し立てを受けたとき。
 - (3) 破産、特別清算、会社更生手続開始、民事再生手続開始の申し立て又はその他経営状況の悪化若しくはそのおそれがあると認められる相当の事由があったとき。

- (4) 解散の手続きを開始したとき又は事業の全部又は重要な一部を第三者に譲渡したとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、本契約の条項に違反したとき又は不誠実な行為があった場合等、契約を存続し難い事実があったとき。
- 2 前項の場合において、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を生じたときは、乙はその損害に相当する損害賠償金を甲に支払わなければならない。

第9条（反社会的勢力等の排除）

- 1 甲及び乙は、本契約締結時又は将来にわたって、自ら（その役員、出資者、実質的に経営権を有する者等）が暴力団、暴力団員、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等又はこれらに準ずる反社会的な集団又は個人（以下、総称して「反社会的勢力」という。）には該当しないことを表明し、保証する。
- 2 甲又は乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号に掲げる行為を行わないことを確認する。
- (1) 反社会的勢力であると標榜すること
 - (2) 反社会的勢力を利用すること
 - (3) 本契約に関連して詐術、暴力行為、又は脅迫的言辞を用いるその他の違法行為、不当要求行為を行うこと
 - (4) 本契約当事者の名誉や信用等を毀損すること
 - (5) 本契約当事者の業務を妨害すること
 - (6) その他前各号に準ずる行為
- 3 甲又は乙は、相手方が前各項に違反した場合、相手方に対して何らの通知、催告を要しないで、また自己の債務の履行提供をせずに直ちに、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 4 甲又は乙は、前項により本契約を解除した場合、当該相手方に対し、甲又は乙が当該解除により自ら被った損害につき、損害賠償を請求することを妨げない。

第10条（不可抗力）

- 1 自然災害、戦争、ストライキ、暴動、火災、疫病、爆発、輸送機関の途絶、又は遅延、停電、又は、政府の命令もしくは規制など、乙の管理を超える不可抗力とみなされる事由による履行不能あるいは履行遅滞については、乙はその責を負わない
- 2 前項の場合、甲が業務を継続することが困難であると判断した場合、本契約の全部又は一部を解除することができる。

第11条（機密保持）

- 1 甲及び乙は、相互に本契約の履行過程において知り得た相手方の営業上、技術上その他業務上の機密情報等を相手方の書面による事前の了解なしに他に漏洩してはならず、また本契約の目的の範囲を超えて利用してはならない。ただし、次の各号に掲げる情報についてはこの限りではないものとする。
 - (1) 既に公知となっていた情報。
 - (2) 相手方から開示を受けた時点で、既に当該開示を受けた当事者が保有していた情報。
 - (3) 相手方から開示を受けた時点で、既に公知であったもの又はその後当該開示を受けた当事者の責によらず公知となった情報。
 - (4) 相手方から開示を受けた後、当該開示を受けた当事者が合法的に第三者から入手した情報。
 - (5) 開示を受けた当事者の独自開発により得られた情報。
 - (6) 法律により開示を要求された情報。

第12条（存続条項）

本契約の終了後であっても、本条の他、「損害賠償」、「機密保持」、「書類の保全・検査等」及び「管轄裁判所」を題号とする規定は、なお有効に存続する。

第13条（書類の保全・検査等）

- 1 乙は、本契約に係る関係書類を本契約終了後5年間保存しなければならない。
- 2 乙は、本契約に関して、甲、県又は国から検査の通知があるときは、関係書類の提示など検査に協力しなければならない。

第14条（疑義の取扱い）

- 1 本契約に関する一切の事項については、甲及び乙協議の上、書面の合意にていつでも変更することができる。
- 2 本契約に定めのない事項又は本契約の解釈について疑義を生じたときは、甲及び乙で協議して定めるものとする。

第15条（管轄裁判所）

本契約に関する紛争については、那覇地方裁判所本庁を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約を証するため、本契約書を2通作成し、甲及び乙は記名押印の上それぞれ1通を保有する。

令和7年 月 日

住所 那覇市字小禄 1831 番地 1 沖縄産業支援センター 4F
甲 氏名 公益財団法人 沖縄県産業振興公社
理事長 末吉 康敏

住所
乙 氏名

別表1 契約複合機及び設置場所

機種及び台数	※機種名※ 2台
付属品	※
設置場所	公益財団法人 沖縄県産業振興公社 (那覇市字小緑 1831 番地 1 沖縄産業支援センター 4F)

別表2 複写機賃貸借料金

賃貸借料金 (月額)	¥※
------------	----

別表3 複写料金及び保守料金

機 種 ※機種名※	合算基本料金	※円/台
	カラー 1枚~1,000枚	※円/枚
	1,001枚以上	※円/枚
	モノクロ 10,000枚	※/枚
	10,001枚以上	※/枚
	2色 1枚以上	※/枚
	保守関係料金	※/台

(注) 別表2・別表3により算出される金額に、消費税法第28条第1頁及び第29条の規定に基づき100分の10を乗じた額を加算し請求する。
ただし、消費税等の税率が変動した場合は、第5条第1項による。